

## 藤沢市 空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

### (趣旨)

第1条 この方針は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関し、必要な事項を定めることとする。

### (審査基準)

第2条 藤沢市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、指定を行わないこととする。

### 附 則

この基準は、令和5年12月13日から施行する。